

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
山陽小野田市	厚狭地区(鴨庄集落)	令和4年2月28日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	43.06ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	26.62ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	2.96ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.48ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

集落の半数以上は、中心経営体が集積しているが、農地の集約化などによる農作業の効率化が図られていない。  
約16.5haは自作農家であるため、今後、高齢化による担い手不足が懸念されるため、担い手の育成・確保が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

現在の中心経営体のほかに、新たに担い手を育成・確保し、交換分合を行って農地の集約化を図る。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構を通じて地区内の農地を法人が中心となり集積し、後継者を育成・確保して適切な営農計画の下、人・農地プランを実行する。

自作農家の農地については、今後作り手がいなくなる恐れがあるので、中心経営体の規模拡大や新規参入を促進し、農地を集積し、集約化を図る。

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

#### (留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。